

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律 (平成27年3月31日公布・同年10月1日ほか施行)
【改正の概要】	
1 個人の県民税	
(1) 配当割の特別徴収義務者の追加 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がいないときはその支払をする者とする。	
(2) 配当控除に金銭の分配を追加 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得等のほか、金銭の分配に係る配当所得があるときは、一定の計算をした金額の合計額を所得割の額から控除する。	
(3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の対象期間の延長 所得税から控除しきれなかった分を個人県民税から控除する住宅ローン控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年まで延長する。	
2 法人の事業税	
○ 法人の事業税の税率の変更 資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を、現行の8分の3から2分の1に拡大することに伴う税率の変更。	
	(27年度) (28年度)
付加価値割	0.72% ⇒ 0.96%
資本割	0.3% ⇒ 0.4%
所得割	3.1% ⇒ 1.9% ※暫定措置法適用後の税率、軽減税率も引き下げ
3 地方消費税	
(1) 納税義務者等の追加 譲渡割の納税義務者の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課する改正。	
(2) 税率の引上げ時期の変更 税率改正（63分の17⇒78分の22）の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更。	
4 たばこ税	
○ 特例税率の縮減・廃止 旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減・廃止する。	
施行日	公布の日 ただし、次の改正はそれぞれの日から施行 1 (1) (2) 平成28年1月1日 2 及び 4 平成28年4月1日 3 (1) 平成27年10月1日
【その他参考事項】	